

令和7年第7回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和7年7月28日（月） 14時00分～15時15分

1 場 所 南有馬庁舎 2階会議室1

1 出席者の氏名

教育長	松 本 弘 明
教育委員	中 村 一 也
教育委員	松 尾 哲
教育委員	植 木 智 穂
教育委員	瀬 川 百 合

1 欠席者の氏名

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	石 川 伸 吾
教育総務課長	佐 々 木 航
学校教育課長	大 草 修 三
生涯学習課長	田 口 享 史
文化財課長	中 村 隆 敏
教育総務課教育総務班長	井 上 実

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告・各課室報告

第5 議案審議

報告第10号 損害賠償に係る調停に代わる決定及び損害賠償の額の決定について

報告第11号 南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

報告第12号 南島原市中学校体育大会運営費補助金交付要綱等の一部を改正する告示について

報告第13号 南島原市立小学校統合準備委員会委員（加津佐ブロック）の委嘱について

報告第14号 南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について
- (2) 令和7年度南島原市一般会計補正予算（第3号）について
- (3) 次回教育委員会定例会の開催について
- (4) その他

第7 閉会

日程 第1 開会

松本教育長

それでは、只今から、「令和7年第7回定例会」を開会いたします。

日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、松尾委員を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「瀬川委員」にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、会議録署名人に「瀬川委員」を指名いたします。

日程 第4 教育長報告・各課報告

松本教育長

日程第4「教育長報告・各課報告」を行います。

教育長報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、教育長が出席した諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

次に、「各課報告」を行います。

教育総務課から順に報告をさせます。

各課長

(別紙により、各課の諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

中村委員

(部活動の地域移行についてのお尋ね)

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告・各課報告」を終わります。

日程 第5 議案審議

松本教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長

報告第10号「損害賠償に係る調停に代わる決定及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

それでは、報告第10号「損害賠償に係る調停に代わる決定及び損害賠償の額の決定について」をご説明いたします。

提案理由は、小学校元教諭による児童への強制わいせつ事案に係る損害賠償請求について調停に代わる決定に応じ、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を得たため、南島原市教育委員会の権限事務の一部

を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものであります。

内容についてご説明いたします。原告は、南島原市深江町内の個人です。調停に代わる決定の要旨は、5点あります。

(1) 市は、原告に対し、損害賠償金300万円の支払い義務があることを認めること。

(2) 市は、原告に対し、(1)の損害賠償金を調停に代わる決定確定後1月以内に、原告が指定する口座に振り込む方法により支払うこと。振込手数料は市の負担とすること。

(3) 原告はその余の請求を放棄すること。

(4) 原告及び市は、本件に関し、原告と市との間には、(1)(2)及び(5)に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認すること。

(5) 訴訟費用及び調停費用は各自の負担とすること
次に、事件の概略についてご説明いたします。

(1) 事案の発生年月日は、令和2年7月です。

(2) 事案の発生場所は、市内の小学校です。

(3) 事案の内容は、市内の小学校元教諭が、児童へわいせつ行為をしたことにより、原告が市に対して損害賠償を求めたものであります。

説明は以上です。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないです。

「報告第10号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものです。以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第11号「南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第11号「南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を説明させていただきます。

提案理由は、南島原市学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金の制度を充実し、令和7年度も補助を行うため所要の改正を行ったので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものであります。

次のページ、1ページをお開きください。

本改正要綱の内容について示しております。

改正の具体的な内容については、新旧対照表をもとに説明いたします。

2ページをお開きください。

第3条第1項中「令和5年度の」を「令和6年度に保護者が負担した」に改め、「の50パーセント」を削ります。これは、令和6年度の補助金の額は、令和5

年度の学校給食費からの値上げ相当額の50%だったのですが、今年度の補助額は、令和6年度に保護者が負担した学校給食費からの値上げ相当額となるということです。

また、同条第2項中「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」に改めます。これは、補助の期間を令和7年度の期間とするためであります。

さらに、第5条中「3月30日」を「翌年度の4月30日」に改めます。これは、事務手続き上、必要な根拠となる資料を学校給食会から提出していただくのに、時間を要するため、1か月期間を延長したためであります。

付則として、この告示は、令和7年7月1日から施行としております。

3ページ以降は、本要綱の全文を示しております。

説明は以上です。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようです。

「報告第11」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第12号「南島原市中学校体育大会運営費補助金交付要綱等の一部を改正する告示について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第12号「南島原市中学校体育大会運営費補助金交付要綱等の一部を改正する告示について」を説明させていただきます。

提案理由は、南島原市補助金等交付規則の一部改正に伴い、所要の改正を行ったので、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものであります。

次のページ、1ページをお開きください。

本改正要綱等の内容について示しております。

関係する要綱等は、3点あります。

(1) 南島原市中学校体育大会運営費補助金交付要綱（平成18年南島原市告示第159号）様式第4号

(2) 南島原市中学校部活動補助金交付要綱（平成18年南島原市告示第160号）様式第4号

(3) 南島原市中体連に係る県、九州、全国大会出場補助金交付要綱（平成18年南島原市告示第161号）様式第4号

以上の3点です。

改正の具体的な内容については、新旧対照表をもとに説明いたします。

2ページをお開きください。

「南島原市中学校体育大会運営費補助金交付要綱」の様式第4号を例にご説明します。

南島原市補助金等交付規則の一部改正に伴い、「概算払又は前金払を必要とする理由」を明記するように様式を改めます。

附則として、この告示は、令和7年7月10日から施行としております。

5ページ以降に、それぞれの要綱の本改正に係る様式を示しております。

説明は以上です。

松本教育長
松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。
特にないようです。

「報告第12」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第13号「南島原市立小学校統合準備委員会委員（加津佐ブロック）の委嘱について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第13号「南島原市立小学校統合準備委員会委員（加津佐ブロック）の委嘱について」を説明させていただきます。

提案理由は、南島原市立小学校統合準備委員会要綱第3条の規定に基づき、加津佐ブロックにおいて、南島原市立小学校統合準備委員会委員を委嘱したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものであります。

南島原市小学校統合準備委員会につきましては、「南島原市立小学校統合準備委員会設置要綱第1条」に「南島原市立小学校の統合について、円滑な移行を目指すとともに、所要の準備に資するため、南島原市立小学校統合準備委員会を統廃合となる学校の組合せごとに設置する」と規定されております。

また、その委員は、次の者から教育委員会が委嘱または任命しております（南島原市立小学校統合準備委員会設置要綱第3条）。

- （1）学校の職員
- （2）児童の保護者
- （3）通学区域の住民
- （4）識見を有する者

次のページをお開きください。

加津佐ブロック小学校統合準備委員会委員については、名簿にお示ししている20名の方となります。加津佐小学校、野田小学校それぞれ10名ずつ選出いただいております。

説明は以上です。

松本教育長
松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。
特にないようです。

「報告第13」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第14号「南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議

題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

報告第14号「南島原市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

提案理由は、南島原市学校給食センター条例第4条及び南島原市学校給食センター条例施行規則第7条の規定により、南島原市学校給食運営審議会委員を委嘱したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定により報告するものであります。

南島原市学校給食運営審議会につきましては、「南島原市学校給食センター条例第4条」に「給食センターの適正かつ円滑な運営を図るため、学校給食運営審議会を置くことができる」と規定されております。また、「南島原市学校給食センター条例施行規則第6条」に「学校給食運営審議会は、南島原市教育委員会の諮問により、給食センターの運営に関する重要な事項について審議する」と規定されております。

また、その委員は、次の者から教育委員会が委嘱をしております（南島原市学校給食センター条例施行規則第7条）。

- (1) 関係学校長
- (2) 関係学校 PTA 代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他必要と認められる者

次のページをご覧ください。

令和7年度の学校給食運営審議会委員については、名簿にお示ししている6名の方となります。

今回、新たに委員の委嘱をするのは、番号の3、4の2名、黄色の網掛けの方となります。

関係学校 PTA 代表として、市 PTA 連合会会長 松本添花さん、同じく市 PTA 連合会母親委員長 草柳智子さんです。

令和7年度の南島原市 PTA 連合会の役員改選に伴い、新たに委嘱をしたものであります。

委嘱についての報告が7月の定例会になりましたのは、市 PTA 連合会の役員改選が5月の市 PTA 連合会の役員会において行われたことと、他の委員の方への今年度の委嘱についての確認が遅れたためです。申し訳ございませんでした。

なお、新たに委嘱した委員の方の任期は、前任者の残任期間となりますので、すべての委員の方の任期が、令和8年3月31日までとなっております。

説明は以上です。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようです。

「報告第14」につきましても、規則に基づき、教育委員会に報告するもので

ございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

日程 第6 その他

松本教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

松本教育長

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

松本教育長

只今説明しました件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定したものでございます。

以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、第2号「令和7年度南島原市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

（令和7年度南島原市一般会計補正予算（第3号）について説明）

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか

松本教育長

特にないようですので、第2号「令和7年度南島原市一般会計補正予算（第3号）について」を終わります。

松本教育長

次に、第3号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。

回りの定例会は、8月25日、月曜日、午前10時から開催する予定としますので、よろしくをお願いします。

松本教育長

次に、第4号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

教育総務班長

（第15回九州地区市町村教育委員会研修大会について）

学校教育課長

（全国学力学習状況調査について）

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、以上で、第4号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時15分

會議錄署名人

教育委員

記錄職員